

地方税法等の一部を改正する等の法律要綱

現下の経済情勢等を踏まえ、経済の好循環を確実なものとする観点から法人税改革の一環として法人事業税の所得割の税率の引下げ及び外形標準課税の拡大等を行い、地方創生の推進に向けて、税源の偏在性を是正するための法人住民税の法人税割の税率の引下げ及び地方法人特別税等に関する暫定措置法の廃止並びに認定地方公共団体の寄附活用事業に関連する寄附をした場合の法人住民税の法人税割及び法人事業税の税額控除制度の創設を行うとともに、自動車取得税の廃止並びに自動車税及び軽自動車税における環境性能割の導入等並びに遊休農地等に係る固定資産税及び都市計画税の価格の特例及び課税標準の特例の創設等を行うほか、税負担軽減措置等の整理合理化等を行うこととし、次のとおり地方税法等の一部を改正等するものとする。

第一 地方税法に関する事項

一 道府県民税及び市町村民税

1 無記名の公社債、無記名の株式又は無記名の投資信託等の受益証券について、その元本の所有者以外の者が利子等の支払を受ける場合には、その元本の所有者が利子等の支払を受けるものとみなす措

置を廃止すること。（第二十四条の四、第二百九十四条の四関係）

2 個人の道府県民税に係る徴収及び滞納処分の特例について、その対象に、毎年五月三十一日現在における個人の道府県民税に係る滞納の状況の報告に係る滞納者以外の者が同日後の納期限に係る個人の道府県民税を滞納した場合を追加すること。（第四十八条関係）

3 修正申告書の提出又は納付すべき税額を増加させる更正があった場合において、その修正申告又は増額更正に係る個人の道府県民税若しくは市町村民税の所得割又は法人の道府県民税若しくは市町村民税について期限内申告書又は期限後申告書が提出されており、かつ、当該期限内申告書又は期限後申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正があった後に当該修正申告書の提出又は増額更正があったときは、当該修正申告書の提出又は増額更正により納付すべき税額に達するまでの部分について、延滞金の計算期間から一定の期間を控除して計算することとする。（第五十六条、第六十四条、第三百二十一条の二、第三百二十一条の十二、第三百二十六条関係）

4 給与所得に係る特別徴収税額を特別徴収の方法により徴収する旨の特別徴収義務者に対する通知について、当該特別徴収義務者の同意がある場合には、当該通知に代えて電子情報処理組織を使用する

方法により通知事項を提供できるときとし、当該提供が行われた場合には、当該通知が行われたものとみなすこととする。 (第三百二十一条の四、第三百二十一条の六関係)

5 居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除等について、以下の措置を講ずること。(附則

第四条関係)

(一) 適用期限を二年延長すること。

(二) 空き家に係る譲渡所得の特別控除の特例と重複適用できることとする。

6 特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除等について、以下の措置を講ずること。(附則第四条の二関

係)

(一) 適用期限を二年延長すること。

(二) 空き家に係る譲渡所得の特別控除の特例と重複適用できることとする。

7 上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象となる上場株式等の譲渡の範囲について

、国税において対象とされる所得税法第六十条の二第一項又は第六十条の三第一項の規定により行われたものとみなされた上場株式等の譲渡を対象に含まないこととする。(附則第三十五条の二の

六関係)

8 平成三十年度から平成三十四年度までの各年度分の個人の道府県民税及び市町村民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に支払った特定一般用医薬品等購入費が一万二千円を超える場合において、前年中に健康の保持増進及び疾病の予防への取組を行っているときには、その超える部分の金額（八万八千円を限度とする。）を総所得金額等から控除する医療費控除の特例を設けること。（附則第四条の四関係）

9 法人税割の課税標準である法人税額について、中小企業者等の特定の地域において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別税額控除制度の適用を受けた額とする特例措置の適用期限を平成三十年三月三十一日まで延長すること。（附則第八条関係）

10 地域再生法の一部を改正する法律（平成二十八年法律第 号）の施行の日から平成三十二年三月三十一日までの間に地域再生法に規定する認定地方公共団体に対してまち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附金を支出した場合には、当該寄附金を支出した日を含む事業年度において支出した当該寄附金の額の合計額の百分の五に相当する金額を道府県民税の法人税割額から、当該合計

額の百分の十五に相当する金額を市町村民税の法人税割額からそれぞれ控除する特例措置を講ずること。ただし、当期の道府県民税の法人税割額及び市町村民税の法人税割額の百分の二十に相当する金額を上限とすること。（附則第八条の二の二関係）

11 法人税割の税率について、以下の措置を講ずること。（第五十一条、第三百十四条の四関係）

(一) 標準税率については、道府県民税百分の一（現行百分の三・二）、市町村民税百分の六（現行百分の九・七）とすること。

(二) 標準税率を超える税率で課する場合においても、道府県民税百分の二（現行百分の四・二）、市町村民税百分の八・四（現行百分の十二・一）を超えることができないこととすること。

12 平成二十九年四月一日以後に開始する事業年度分の地域再生法に規定する認定地方公共団体に対してまち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附金を支出した場合に道府県民税の法人税割額及び市町村民税の法人税割額から控除する金額について、それぞれ当該事業年度に支出した当該寄附金の額の合計額の百分の二・九に相当する金額、当該合計額の百分の十七・一に相当する金額とすること。（附則第八条の二の二関係）

二 事業税

1 使用済燃料再処理機構の事業の所得で収益事業に係るもの以外のものについて、非課税措置を講ずること。(第七十二条の五関係)

2 平成二十八年四月一日以後に開始する事業年度に係る資本金の額又は出資金の額(以下「資本金」という。)(一億円超の普通法人の事業税の標準税率は、次のとおりとすること。(第七十二条の二十

四の七関係)

付加価値割	資本割	所得割	
百分の一・二 (現行 百分 の〇・七二)	百分の〇・ 五(現行 百分の〇・ 三)	所得のうち年四百万円以下の金額	百分の一・九 (現行 百分 の三・一)
		所得のうち年四百万円を超え年八百万円以下の金額	百分の二・七 (現行 百分 の四・六)

所得のうち年八百万円を超える金額

百分の三・六

(現行 百分

の六)

3 修正申告書の提出又は納付すべき税額を増加させる更正があった場合において、その修正申告又は増額更正に係る法人の事業税について期限内申告書又は期限後申告書が提出されており、かつ、当該期限内申告書又は期限後申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正があった後に当該修正申告書の提出又は増額更正があったときは、当該修正申告書の提出又は増額更正により納付すべき税額に達するまでの部分について、延滞金の計算期間から一定の期間を控除して計算することとする。 (第七十二条の四十四、第七十二条の四十五関係)

4 北海道旅客鉄道株式会社、四国旅客鉄道株式会社及び九州旅客鉄道株式会社に係る資本割の課税標準の特例措置について、その対象から九州旅客鉄道株式会社を除外すること。(附則第九条関係)

5 ガス供給業を行う法人の収入割の課税標準である収入金額を算定する場合において控除される収入金額の範囲に、他のガス供給業を行う法人から託送供給を受けてガスの供給を行う場合の当該供給に

係る収入金額のうち、ガス事業法に規定する大口供給に応じるガスの供給に係る託送供給の料金として支払うべき金額に相当する収入金額を追加する課税標準の特例措置について、次のとおり改めると。(附則第九条関係)

(一) 適用期限を平成三十一年三月三十一日まで延長すること。

(二) 電気事業法等の一部を改正する等の法律(平成二十七年法律第四十七号)附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日以後から、ガス供給業を行う法人の収入割の課税標準である収入金額を算定する場合において控除される収入金額の範囲に、他のガス供給業を行う法人から同法による改正後のガス事業法に規定する託送供給を受けてガスの供給を行う場合の当該供給に係る託送供給の料金として支払うべき金額に相当する収入金額を追加すること。

6 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構に係る資本割の課税標準の特例措置の適用期限を平成三十三年三月三十一日まで延長すること。(附則第九条関係)

7 電気供給業を行う法人の収入割の課税標準である収入金額を算定する場合において控除される収入金額の範囲に、原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する

法律の一部を改正する法律（平成二十八年法律第 号）の施行の日から平成三十二年三月三十一日までの間に開始する各事業年度分の事業税に限り、一般送配電事業者の収入金額のうち、対象特定
实用発電用原子炉設置者に交付する当該対象特定实用発電用原子炉設置者が同法の規定により使用済
燃料再処理機構に対して支払う金銭に相当する収入金額を追加する課税標準の特例措置を講ずること。
（附則第九条関係）

8 地域再生法の一部を改正する法律の施行の日から平成三十二年三月三十一日までの間に地域再生法
に規定する認定地方公共団体に対してまち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附金を支出
した場合には、当該寄附金を支出した事業年度において支出した当該寄附金の額の合計額の百分の十
に相当する金額を事業税額から控除する税額控除の特例措置を講ずること。ただし、当期の事業税額
の百分の十五に相当する金額を上限とすること。（附則第九条の二の二関係）

9 都道府県が、納付された法人の事業税の額の一部に相当する額を、都道府県内の市町村に対し、各
市町村の従業者数で按分して交付する交付金（以下「法人事業税交付金」という。）を創設すること。
（第七十二条の七十六、第七百三十四条関係）

10 2に伴い、以下の措置を講ずること。(改正法附則第五条関係)

(一) 資本金一億円超の普通法人のうち平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日までの間に開始する事業年度に係る付加価値額が四十億円未満の法人について、当該事業年度に係る事業税額が平成二十八年三月三十一日現在の付加価値割、資本割及び所得割の税率を当該事業年度のそれぞれの課税標準に乗じて計算した金額を超える場合にあつては、付加価値額が三十億円以下の法人についてはその超える額に四分の三の割合を乗じて得た金額を、付加価値額が三十億円超四十億円未満の法人についてはその超える額に当該付加価値額に応じて四分の三から零の間の割合を乗じて得た金額を、それぞれ当該事業年度に係る事業税額から控除する措置を講ずること。

(二) 資本金一億円超の普通法人のうち平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間に開始する事業年度に係る付加価値額が四十億円未満の法人について、当該事業年度に係る事業税額が平成二十八年三月三十一日現在の付加価値割、資本割及び所得割の税率を当該事業年度のそれぞれの課税標準に乗じて計算した金額と、当該事業年度の課税標準に平成二十八年三月三十一日現在の所得割の標準税率を乗じて計算した金額に同日現在の地方法人特別税の税率を乗じた金額との合

計額を超える場合にあつては、付加価値額が三十億円以下の法人についてはその超える額に二分の一の割合を乗じて得た金額を、付加価値額が三十億円超四十億円未満の法人についてはその超える額に当該付加価値額に応じて二分の一から零の間の割合を乗じて得た金額を、それぞれ当該事業年度に係る事業税額から控除する措置を講ずること。

(三) 資本金一億円超の普通法人のうち平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間に開始する事業年度に係る付加価値額が四十億円未満の法人について、当該事業年度に係る事業税額が平成二十八年三月三十一日現在の付加価値割、資本割及び所得割の税率を当該事業年度のそれぞれの課税標準に乗じて計算した金額と、当該事業年度の課税標準に平成二十八年三月三十一日現在の所得割の標準税率を乗じて計算した金額に同日現在の地方法人特別税の税率を乗じた金額との合計額を超える場合にあつては、付加価値額が三十億円以下の法人についてはその超える額に四分の一の割合を乗じて得た金額を、付加価値額が三十億円超四十億円未満の法人についてはその超える額に当該付加価値額に応じて四分の一から零の間の割合を乗じて得た金額を、それぞれ当該事業年度に係る事業税額から控除する措置を講ずること。

11 4に伴い、次に掲げる事業年度における九州旅客鉄道株式会社に係る法人事業税の資本割の課税標準である資本金等の額については、それぞれ次に定める金額を控除する措置を講ずること。（改正法附則第五条関係）

(一) 平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日までの間に開始する事業年度 資本金の額と
の額から資本金の額を控除した金額

(二) 平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間に開始する事業年度 資本金の額と
資本準備金の額との合計額に四分の三の割合を乗じて得た金額

(三) 平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間に開始する事業年度 資本金の額と
資本準備金の額との合計額に二分の一の割合を乗じて得た金額

三 不動産取得税

1 国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構が直接その本来の事業の用に供する不動産について、非課税とする特例措置を講ずること。（第七十三条の四関係）

2 独立行政法人労働者健康安全機構が一定の業務の用に供する不動産について、非課税とする特例措

置を講ずること。(第七十三条の四関係)

3 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構が一定の業務の用に供する不動産について、非課税とする特例措置を講ずること。(第七十三条の四関係)

4 国立研究開発法人水産研究・教育機構が一定の業務の用に供する不動産について、非課税とする特例措置を講ずること。(第七十三条の四関係)

5 中小企業者が取得する患者が継続して利用するために必要な機能及び個人の主体的な健康の保持増進への取組を積極的に支援する機能を有する一定の薬局の用に供する不動産について、当該取得が平成三十年三月三十一日までに行われたときに限り、当該不動産の価格の六分の一に相当する額を価格から控除する課税標準の特例措置を講ずること。(附則第十一条関係)

6 市街地再開発事業の施行に伴い、従前の権利者が取得する従前の宅地等に対応する不動産に係る課税標準の特例措置について、対象に第一種市街地再開発事業に新たに導入される個別利用区への権利変換手法により従前の権利者が取得する個別利用区内の宅地を追加すること。(第七十三条の十四関係)

係)

7 次のとおり非課税措置等の適用期限を延長すること。

(一) 鉄道事業者が取得する全国新幹線鉄道整備法に規定する建設線の営業の開始に伴い廃止された鉄道事業に係る一定の不動産に係る非課税措置の適用期限を平成三十五年三月三十一日まで延長すること。(附則第十条関係)

(二) 東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社が取得する一定の事業の用に供する不動産並びに独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が取得する一定の業務の用に供する不動産に係る不動産取得税の非課税措置の適用期限を平成三十八年三月三十一日まで延長すること。(附則第十条関係)

(三) マンションの建替え等の円滑化に関する法律に規定する施行者又はマンション敷地売却組合が、マンション建替事業又はマンション敷地売却事業により取得する要除却認定マンション又はその敷地に係る非課税措置の適用期限を平成三十年三月三十一日まで延長すること。(附則第十条関係)

(四) 新築住宅を宅地建物取引業者等が取得したものとみなす日を住宅新築の日から一年(本則六月)

を経過した日に緩和する特例措置の適用期限を平成三十年三月三十一日まで延長すること。（附則第十条の二関係）

(五) 新築住宅特例適用住宅用土地に係る税額の減額措置について、土地取得後の住宅新築までの経過年数要件を緩和する特例措置の適用期限を平成三十年三月三十一日まで延長すること。（附則第十条の二関係）

(六) 河川法に規定する高規格堤防の整備に係る事業のために使用された土地の上に建築されていた家屋について移転補償金を受けた者が当該土地の上に取得する代替家屋に係る課税標準の特例措置の適用期限を平成三十年三月三十一日まで延長すること。（附則第十一条関係）

(七) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律に規定する認定長期優良住宅の新築に係る課税標準の特例措置の適用期限を平成三十年三月三十一日まで延長すること。（附則第十一条関係）

(八) 独立行政法人中小企業基盤整備機構が取得する独立行政法人中小企業基盤整備機構法に掲げる一定の業務により整備された工場又は事業場の用に供する一定の家屋に係る非課税措置の適用期限を平成三十年三月三十一日まで延長すること。（附則第五十一条の二関係）

8 医療計画上の医療連携体制に基づいて周産期医療を提供する医療提供施設の開設者が取得する周産期医療のための施設の用に供する不動産に係る課税標準の特例措置を廃止すること。（附則第十一条 関係）

四 自動車取得税

1 排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る非課税措置について、対象に次のいずれにも該当する車両総重量が七・五トンを超えるバス又はトラック（軽油自動車に限る。）を追加すること。（附則第十二条の二の二関係）

(一) 平成二十八年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準（以下「平成二十八年軽油重量車基準」という。）に適合すること。

(二) エネルギーの使用の合理化等に関する法律に規定するエネルギー消費効率（以下「エネルギー消費効率」という。）が同法の規定により定められる製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘

案して定めるエネルギー消費効率（以下「基準エネルギー消費効率」という。）であつて平成二十七年以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下「平成二十七年基

準エネルギー消費効率」という。)に百分の百十五を乗じて得た数値以上であること。

2 排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る税率を本特例措置の適用がないものとした場合の税率に百分の二十を乗じて得た率とする特例措置について、対象に次のいずれにも該当する車両総重量が七・五トンを超えるバス又はトラック(軽油自動車に限る。)を追加すること。(附則第十二条の二の三関係)

(一) 平成二十八年軽油重量車基準に適合すること。

(二) エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上であること。

3 排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る税率を本特例措置の適用がないものとした場合の税率に百分の四十を乗じて得た率とする特例措置について、対象に次のいずれにも該当する車両総重量が七・五トンを超えるバス又はトラック(軽油自動車に限る。)を追加すること。(附則第十二条の二の三関係)

(一) 平成二十八年軽油重量車基準に適合すること。

(二) エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得た数値以上であること。

4 排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車であつて初めて新規登録等を受けるものの取得に係る税率を本特例措置の適用がないものとした場合の税率に百分の六十を乗じて得た率とする特例措置について、対象に次のいずれにも該当する車両総重量が七・五トンを超えるバス又はトラック（軽油自動車に限る。）を追加すること。（附則第十二条の二の三関係）

(一) 平成二十八年軽油重量車基準に適合すること。

(二) エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率以上であること。

5 一般乗合旅客自動車運送事業を営む者が取得する道府県の条例で定める路線の運行の用に供する一般乗合用のバスに係る非課税措置の適用期限を平成二十九年三月三十一日まで延長すること。（附則第十二条の二の二関係）

6 被災自動車又は対象区域内用途廃止等自動車に代わるものと道府県知事が認める自動車を取得した場合の当該取得された自動車に係る非課税措置の適用期限を平成二十九年三月三十一日まで延長する

こと。(附則第五十二条関係)

7 平成二十九年四月一日に自動車取得税を廃止すること。(第二章第七節関係)

五 自動車税

1 被災自動車又は対象区域内用途廃止等自動車に代わるものと道府県知事が認める自動車を平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日までの期間に取得した場合の当該取得された自動車について、平成二十八年度分の自動車税を非課税とする特例措置を講ずること。(附則第五十四条関係)

2 自動車税として環境性能割を次のとおり創設すること。

(一) 課税客体は、道路運送車両法に規定する自動車(自動車に付加して一体となっている物を含む。)のうち、普通自動車及び小型自動車のうち三輪以上のもの(以下「自動車」という。)とすること。(第四百四十五条関係)

(二) 納税義務者は、自動車の取得者とする事。(第四百四十六条関係)

(三) 次に掲げる自動車に対しては、環境性能割を非課税とすること。

(1) 国等が取得する自動車(第四百四十八条関係)

(2) 次に掲げる環境への負荷の低減に著しく資する自動車（第四百四十九条関係）

ア 電気自動車

イ 天然ガス自動車のうち、平成二十一年十月一日（車両総重量が三・五トンを超え十二トン以下のもものは、平成二十二年十月一日）以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が当該基準に定める窒素酸化物の値の十分の九を超えないもの

ウ プラグインハイブリッド自動車

エ 次に掲げるガソリン自動車

(ア) 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもの

(i) 平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準（以下「平成十七年ガソリン軽中量車基準」という。）に適合すること。

(ii) 窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

- (iii) エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率であつて平成三十二年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下「平成三十二年度基準エネルギー消費効率」という。）に百分の百十を乗じて得た数値以上であること。
- (イ) 車両総重量が二・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの
 - (i) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
 - (ii) 窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。
 - (iii) エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百二十を乗じて得た数値以上であること。
- (ウ) 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの
 - (i) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
 - (ii) 窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分

の一を超えないこと。

(iii) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上であること。

(エ) 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの

(i) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

(ii) 窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(iii) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百十五を乗じて得た数値以上であること。

オ 次に掲げる軽油自動車

(ア) 乗用車のうち、平成二十一年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準（以下「平成二十一年軽油軽中量車基準」という。）に適合するもの

- (イ) 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの
 - (i) 平成二十一年軽油軽中量車基準に適合すること。
 - (ii) 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成二十一年軽油軽中量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。
- (iii) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上であること。
- (ウ) 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの
 - (i) 平成二十一年軽油軽中量車基準に適合すること。
 - (ii) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百十五を乗じて得た数値以上であること。
- (エ) 車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの

- (i) 平成二十八年軽油重量車基準に適合すること。
 - (ii) エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上であること。
- (オ) 車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの
 - (i) 平成二十一年十月一日（車両総重量が十二トン以下のものにあつては、平成二十二年十月一日）以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準（以下「平成二十一年軽油重量車基準」という。）に適合すること。
 - (ii) 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成二十一年軽油重量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。
 - (iii) エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上であること。
- (カ) 車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの
 - (i) 平成二十一年軽油重量車基準に適合すること。

(ii) エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百十五を乗じて得た数値以上であること。

カ アからオまでの自動車の範囲については、二年ごとに見直しを行うものとする。

(3) 相続その他の形式的な所有権の移転により取得した自動車（第五十条関係）

(四) 課税標準は自動車の取得のために通常要する価額として算定した金額（以下「通常の取得価額」という。）とし、免税点は五十万円とすること。（第五十六条、第五十八条関係）

(五) 環境性能割の税率を次のとおりとすること。（第五十七条関係）

(1) 次に掲げる自動車（三(2)の適用を受けるものを除く。） 百分の一

ア 次に掲げるガソリン自動車

(ア) 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもの

(i) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

(ii) 窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

- (iii) エネルギー消費効率が平成三十二年度基準エネルギー消費効率以上であること。
- (イ) 車両総重量が二・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの
 - (i) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
 - (ii) 窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。
- (iii) エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得た数値以上であること。
- (ウ) 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの
 - (i) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
 - (ii) 窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。
- (iii) エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得

た数値以上であること。

(エ) 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの

(i) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

(ii) 窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(iii) エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上であること。

イ 次に掲げる軽油自動車

(ア) 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの

(i) 平成二十一年軽油軽中量車基準に適合すること。

(ii) 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成二十一年軽油軽中量車基準に定める窒素酸化

物及び粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。

(iii) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得た数値以上であること。

(イ) 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの

(i) 平成二十一年軽油軽中量車基準に適合すること。

(ii) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上であること。

(ウ) 車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの

(i) 平成二十八年軽油重量車基準に適合すること。

(ii) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得た数値以上であること。

(エ) 車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの

(i) 平成二十一年軽油重量車基準に適合すること。

(ii) 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成二十一年軽油重量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。

(iii) エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得た数値以上であること。

(㉔) 車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの

(i) 平成二十一年軽油重量車基準に適合すること。

(ii) エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上であること。

(2) 次に掲げる自動車(三)(2)及び(五)(1)の適用を受けるものを除く。) 百分の二

ア 次に掲げるガソリン自動車

(ア) 乗用車又は車両総重量が二・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの

- (i) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
 - (ii) 窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。
 - (iii) エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上であること。
- (イ) 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの
- (i) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
 - (ii) 窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。
 - (iii) エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率以上であること。
- (ウ) 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの

- (i) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
- (ii) 窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。
- (iii) エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得た数値以上であること。

イ 次に掲げる軽油自動車

- (ア) 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの
 - (i) 平成二十一年軽油軽中量車基準に適合すること。
 - (ii) 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成二十一年軽油軽中量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。
 - (iii) エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率以上であること。
- (イ) 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれに

も該当するもの

- (i) 平成二十一年軽油軽中量車基準に適合すること。
 - (ii) エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得た数値以上であること。
- (ウ) 車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの
- (i) 平成二十八年軽油重量車基準に適合すること。
 - (ii) エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率以上であること。
- (エ) 車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの
- (i) 平成二十一年軽油重量車基準に適合すること。
 - (ii) 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成二十一年軽油重量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。
- (iii) エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率以上であること。
- (オ) 車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの

(i) 平成二十一年軽油重量車基準に適合すること。

(ii) エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得た数値以上であること。

(3) (三)(2)、(五)(1)及び(五)(2)の適用を受ける自動車以外の自動車 百分の三

(4) (1)から(3)までの適用を受ける自動車の範囲については、二年ごとに見直しを行うものとする。

(六) 徴収は、申告納付の方法により行い、環境性能割の納税義務者は、次に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれに定める時又は日までに、申告書を道府県知事に提出するとともに、その申告に係る環境性能割額を当該道府県に納付すること。(第百五十九条、第百六十条関係)

(1) 新規登録を受ける自動車 当該新規登録の時

(2) 移転登録を受けるべき自動車 当該移転登録を受けるべき事由があった日から十五日を経過する日(その日前に当該移転登録を受けたときは、当該移転登録の時)

(3) (1)及び(2)に掲げる自動車以外の自動車で、自動車検査証の記入を受けるべき自動車 当該記入を受けるべき事由があった日から十五日を経過する日(その日前に当該記入を受けたときは、当

該記入の時)

- (4) (1)、(2)及び(3)に掲げる自動車以外の自動車 当該自動車の取得の日から十五日を経過する日
 - (七) 環境性能割額に相当する額の概ね百分の六十五を、道府県内の市町村に対し、当該市町村が管理する市町村道の延長及び面積に按分して交付するものとする。 (第百七十七条の六関係)
 - (八) 一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が取得する道府県の条例で定める路線の運行の用に供する一般乗合用のバスについて、当該一般乗合用のバスの取得が平成三十一年三月三十一日までに行われたときに限り、非課税とする特例措置を講ずること。 (附則第十二条の二の十関係)
 - (九) 営業用の自動車に対して課する環境性能割の税率を、当分の間、次のとおりとすること。 (附則第十二条の二の十一関係)
- 第十二条の二の十一関係)
- (1) (五)(1)に掲げる自動車 百分の〇・五
 - (2) (五)(2)に掲げる自動車 百分の一
 - (3) (五)(3)に掲げる自動車 百分の二
- (十) 一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が取得する路線定期運行の用に供する自動車 (以下「

路線バス等」という。)のうち、一定のノンステップバスで初回新規登録を受けるものについて、当該路線バス等の取得が平成三十一年三月三十一日までに行われたときに限り、通常の取得価額から千万円を控除する特例措置を講ずること。(附則第十二条の二の十二関係)

(四) 路線バス等のうち、一定のリフト付きバスで初回新規登録を受けるものについて、当該路線バス等の取得が平成三十一年三月三十一日までに行われたときに限り、通常の取得価額から六百五十万円(乗車定員が三十人未満のものは、二百万円)を控除する特例措置を講ずること。(附則第十二条の二の十二関係)

(五) 一般乗用旅客自動車運送事業を営業者がその事業の用に供する乗用車のうち、一定のユニバーサルデザインタクシーで初回新規登録を受けるものについて、当該乗用車の取得が平成三十一年三月三十一日までに行われたときに限り、通常の取得価額から百万円を控除する特例措置を講ずること。(附則第十二条の二の十二関係)

(六) 次に掲げる自動車のうち、車両安定性制御装置及び衝突被害軽減制動制御装置を備えるもので初回新規登録を受けるものについて、当該自動車の取得が平成三十一年三月三十一日(③に掲げるト

トラックにあつては、平成三十年十月三十一日）までに行われたときに限り、通常の取得価額から五百二十五万円を控除する特例措置を講ずること。（附則第十二条の二の十二関係）

(1) 車両総重量が五トンを超え十二トン以下の乗用車又はバス（以下「バス等」という。）であつて、平成二十八年二月一日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準（以下「車両安定性制御装置に係る保安基準」という。）及び平成二十五年一月二十七日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準（以下「衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準」という。）のいずれにも適合するもの

(2) 車両総重量が三・五トンを超え八トン以下のトラック（けん引自動車及び被けん引自動車を除く。以下同じ。）であつて、平成二十八年二月一日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準及び平成二十六年二月十三日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準のいずれにも適合するもの

(3) 車両総重量が八トンを超え二十トン以下のトラックであつて、平成二十八年二月一日以降に適

用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準及び平成二十四年四月一日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準のいずれにも適合するもの

(四) 次に掲げる自動車のうち、車両安定性制御装置及び衝突被害軽減制動制御装置を備えるもので初回新規登録を受けるものについて、(1)に掲げるトラックにあつては当該トラックの取得が平成三十年十一月一日から平成三十一年三月三十一日までに行われたときに限り、(2)に掲げるトラックにあつては当該トラックの取得が平成二十九年四月一日から平成三十年十月三十一日までに行われたときに限り、通常の取得価額から三百五十万円を控除する特例措置を講ずること。(附則第十二条の

二の十二関係)

(1) 車両総重量が八トンを超え二十トン以下のトラックであつて、平成二十八年二月一日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準及び平成二十四年四月一日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準のいずれにも適合するもの

(2) 車両総重量が二十トンを超え二十二トン以下のトラックであつて、平成二十七年九月一日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準及び平成二十四年四月一日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制御装置に係る保安基準のいずれにも適合するもの

(五) 次に掲げる自動車のうち、車両安定性制御装置又は衝突被害軽減制御装置のいずれかを備えるもので初回新規登録を受けるものについて、当該自動車の取得が平成三十一年三月三十一日(4)に掲げるトラックにあつては、平成三十年十月三十一日)までに行われたときに限り、通常の取得価額から三百五十万円を控除する特例措置を講ずること。(附則第十二条の二の十二関係)

(1) 車両総重量が五トン以下のバス等であつて、平成二十六年二月十三日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制御装置に係る保安基準に適合するもの

(2) 車両総重量が五トンを超え十二トン以下のバス等であつて、平成二十八年二月一日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準又は平成二十五年一月二十七日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制御装置に係る保安基準のい

ずれかに適合するもの

(3) 車両総重量が三・五トンを超え八トン以下のトラックであつて、平成二十八年二月一日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準又は平成二十六年二月十三日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準のいずれかに適合するもの

(4) 車両総重量が八トンを超え二十トン以下のトラックであつて、平成二十八年二月一日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準又は平成二十四年四月一日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準のいずれかに適合するもの

(5) 被災自動車等又は対象区域内用途廃止等自動車等に代わるものと道府県知事が認める自動車を取得した場合の当該取得された自動車について、当該自動車の取得が平成三十一年三月三十一日までに行われたときに限り、環境性能割を非課税とする特例措置を講ずること。(附則第五十三条の二

関係)

(七) 現行の自動車税を種別割とするほか、所要の規定の整備を行うこと。

3 排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車は種別割の税率を軽減し、初回新規登録から一定年数を経過した環境負荷の大きい自動車は種別割の税率を重くする特例措置について、次のとおり見直しを行うこと。(附則第十二条の三関係)

(一) 環境負荷の小さい自動車

平成二十八年度に初回新規登録を受けた自動車について、当該登録の翌年度に次の特例措置を講ずること。

(1) 次に掲げる自動車について、税率の概ね百分の七十五を軽減すること。

ア 電気自動車

イ 一定の排出ガス性能を備えた天然ガス自動車

ウ プラグインハイブリッド自動車

エ ガソリン自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないものであって、エネルギー消費効率が平成三十二年度基準

エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上のもの

オ 平成二十一年軽油軽中量車基準に適合する軽油自動車（乗用車に限る。）

- (2) ガソリン自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないものであつて、エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百二十を乗じて得た数値以上のもの（(1)エの適用を受ける自動車を除く。）について、税率の概ね百分の五十を軽減すること。

(二) 環境負荷の大きい自動車

次に掲げる自動車（電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、混合メタノール自動車及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用自動車並びに一般乗合用のバス及び被けん引自動車を除く。）について、それぞれ次に定める年度以後（平成二十九年度以後に限る。）に税率の概ね百分の十五（バス（一般乗合用のものを除く。）及びトラックについては概ね百分の十）を重課する特例措置を講ずること。

- (1) ガソリン自動車又はLPG自動車で平成十六年三月三十一日までに初回新規登録を受けたもの

初回新規登録を受けた日から起算して十四年を経過した日の属する年度

(2) 軽油自動車その他の(1)に掲げる自動車以外の自動車で平成十八年三月三十一日までに初回新規

登録を受けたもの 初回新規登録を受けた日から起算して十二年を経過した日の属する年度

4 被災自動車等又は対象区域内用途廃止等自動車等に代わるものと道府県知事が認める自動車を次に

掲げる期間に取得した場合の当該取得された自動車について、それぞれ次に定める年度分の種別割を

非課税とする特例措置を講ずること。(附則第五十四条関係)

(一) 平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日までの期間 平成二十九年度分

(二) 平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日までの期間 平成二十九年度分及び平成三十

年度分

(三) 平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの期間 平成三十年分及び平成三十一年

年度分

六 固定資産税及び都市計画税

1 独立行政法人労働者健康安全機構が一定の業務の用に供する固定資産について、非課税措置を講ず

ること。(第三百四十八条関係)

2 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構が一定の業務の用に供する固定資産について、非課税措置を講ずること。(第三百四十八条関係)

3 国立研究開発法人水産研究・教育機構が一定の業務の用に供する固定資産について、非課税措置を講ずること。(第三百四十八条関係)

4 国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構が一定の業務の用に供する固定資産について、非課税措置等を講ずること。(第三百四十八条、第三百四十九条の三関係)

5 景観法の規定により指定を受けた景観重要建造物のうち世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約に規定する世界遺産一覧表に記載された一定の固定資産に係る固定資産税及び都市計画税について、課税標準を価格の三分の一とする措置を講ずること。(第三百四十九条の三関係)

6 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号又は法人番号の利用開始に伴い、固定資産税の閲覧制度について、規定の整備を行うこと。(第三百八十

二条の二関係)

7 防災上重要な道路における無電柱化のため、平成二十八年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間に道路の地下に埋設するために新設した地下ケーブル等について、固定資産税の課税標準を取得後四年度間はその価格の三分の二（道路法に基づき占有の禁止又は制限が行われたことにより電柱の新設が禁止された防災上重要な道路の区域の地下に埋設するために新設した地下ケーブル等についてはその価格の二分の一）とする措置を講ずること。（附則第十五条関係）

8 農地中間管理機構が平成二十八年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間に農地中間管理権を取得し、その存続期間が十年以上である一定の農地について、固定資産税及び都市計画税の課税標準を当該農地中間管理権を取得した日の属する年の翌年の一月一日（当該取得の日が一月一日である場合には、同日）を賦課期日とする年度から三年度間（その存続期間が十五年以上である一定の農地にあつては五年度間）はその価格の二分の一とする措置を講ずること。（附則第十五条関係）

9 平成二十九年度以降の第二年度又は第三年度に係る賦課期日において、新たに農地法に基づく農業委員会による農地中間管理機構の農地中間管理権の取得に関する協議の勧告があつた農地となる事情がある土地について、勧告がなかつた場合における課税標準となるべき価格に相当する額を固定資産

評価基準により修正した価格とする等の所要の措置を講ずること。（附則第十七条の三、第十七条の四関係）

10 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律の認定を受けた事業者（以下「総合効率化事業者」という。）が、同法の施行の日から平成三十年三月三十一日までの間に同法に規定する総合効率化計画に基づき実施する流通業務総合効率化事業により取得した一定の家屋及び償却資産について、次のとおり固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置を講ずること。（附則第十五条関係）

(一) 倉庫業者である総合効率化事業者が新設又は増設した一定の倉庫について、固定資産税及び都市計画税の課税標準を最初の五年度間は価格の二分の一とし、当該倉庫の附属機械設備について、固定資産税の課税標準を最初の五年度間は価格の四分の三とすること。

(二) 日本貨物鉄道株式会社以外の鉄道事業者等である総合効率化事業者が取得した一定の貨物の運送の用に供する設備について、固定資産税の課税標準を最初の五年度間は価格の五分の三とすること。

(三) 鉄軌道事業者が取得した新造車両に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象に日本貨物鉄道株式会社以外の鉄道事業者等である総合効率化事業者が取得した一定の車両を追加す

ること。

11 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に規定する一定の発電設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、次のとおりとした上、その対象資産の取得期限を平成三十年三月三十一日まで延長すること。（附則第十五条関係）

(一) 太陽光発電設備のうち、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に規定する認定発電設備の対象外である設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、課税標準をその価格に三分の二を参酌して二分の一以上六分の五以下の範囲内において市町村の条例で定める割合を乗じて得た額とすること。

(二) 風力発電設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、課税標準をその価格に三分の二を参酌して二分の一以上六分の五以下の範囲内において市町村の条例で定める割合を乗じて得た額とすること。

(三) 水力発電設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、課税標準をその価格に二分の一を参酌して三分の一以上三分の二以下の範囲内において市町村の条例で定める割合を乗じて得た額

とすること。

(四) 地熱発電設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、課税標準をその価格に二分の一を参酌して三分の一以上三分の二以下の範囲内において市町村の条例で定める割合を乗じて得た額とすること。

(五) バイオマス発電設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、課税標準をその価格に二分の一を参酌して三分の一以上三分の二以下の範囲内において市町村の条例で定める割合を乗じて得た額とすること。

12 次のとおり非課税措置等の適用期限を延長すること。

(一) 東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社が一定の事業の用に供する固定資産並びに独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が一定の業務の用に供する固定資産に係る固定資産税及び都市計画税の非課税措置について、その適用期限を平成三十八年三月三十一日まで延長すること。(附則第十四条関係)

- (二) 国内航空機に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象資産を平成二十九年度までに新たに固定資産税が課されるものとする。 (附則第十五条関係)
- (三) 日本貨物鉄道株式会社が取得した一定の新造車両に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象資産の取得期限を平成三十年三月三十一日まで延長すること。 (附則第十五条関係)
- (四) 鉄道事業者が全国新幹線鉄道整備法に規定する建設線の営業の開始に伴い廃止された鉄道事業に係る鉄道施設の譲渡を受けて取得し、鉄道事業の用に供する一定の固定資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、その対象資産の取得期限を平成三十五年三月三十一日まで延長すること。 (附則第十五条関係)
- (五) 鉄道事業者が地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に規定する鉄道事業再構築事業を実施する路線において政府の補助を受けて取得した一定の家屋及び償却資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、その対象資産の取得期限を平成三十年三月三十一日まで延長すること。 (附則第十五条関係)
- (六) 農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律に規定するバイオ燃

料製造業者が同法に規定する認定生産製造連携事業計画に従って実施する生産製造連携事業により新設した一定の機械その他の設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象資産の取得期限を平成三十年三月三十一日まで延長すること。（附則第十五条関係）

(七) 津波防災地域づくりに関する法律に規定する推進計画区域において、同法に規定する推進計画に基づき新たに取得され、又は改良された津波対策の用に供する償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、課税標準をその価格に二分の一を参酌して三分の一以上三分の二以下の範囲内において市町村の条例で定める割合を乗じて得た額とした上、その対象資産の取得期限を平成三十二年三月三十一日まで延長すること。（附則第十五条関係）

(八) 鉄道事業者等がその事業の用に供する鉄道施設等を高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に規定する公共交通移動等円滑化基準に適合させるために実施する一定の鉄道駅等の改良工事により取得した一定の家屋及び償却資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、その対象資産の取得期限を平成三十年三月三十一日まで延長すること。（附則第十

五条関係）

(九) 放送法に規定する基幹放送事業者又は基幹放送局提供事業者が取得した基幹放送設備若しくは特定地上基幹放送局等設備又は基幹放送局設備のうち、ラジオ放送による災害時における放送の確実な実施に著しく資する一定のものに係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象資産の取得期限を平成三十年三月三十一日まで延長すること。（附則第十五条関係）

(十) 国家戦略特別区域法に規定する認定区域計画に内閣府令で定める事業（医療に関する研究開発を実施する事業であつて、基礎的なものその他の収益性の低いものに限る。以下「特定研究開発事業」という。）の実施主体として定められた者が、当該認定区域計画に係る国家戦略特別区域の区域内において当該認定区域計画に定められた特定研究開発事業の実施に関する計画に基づき取得した当該特定研究開発事業の用に供する一定の機械その他の設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象資産の取得期限を平成三十年三月三十一日まで延長すること。（附則第十五条関係）

(十一) 都市再生特別措置法に規定する認定誘導事業者が認定誘導事業により新たに取得した一定の公共施設等の用に供する家屋及び償却資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置につ

いて、課税標準をその価格に五分の四を参酌して十分の七以上十分の九以下の範囲内において市町村の条例で定める割合を乗じて得た額とした上、その対象資産の取得期限を平成三十年三月三十一日まで延長すること。（附則第十五条関係）

(三) 新築住宅及び新築中高層耐火建築住宅に係る固定資産税の減額措置について、その対象資産の新築期限を平成三十年三月三十一日まで延長すること。（附則第十五条の六関係）

(四) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律に規定する認定長期優良住宅に係る固定資産税の減額措置について、その対象資産の新築期限を平成三十年三月三十一日まで延長すること。（附則第十五条の七関係）

(五) 耐震改修が行われた住宅に係る固定資産税の減額措置について、その対象資産の改修期限を平成三十年三月三十一日まで延長すること。（附則第十五条の九関係）

(六) 外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に資する一定の改修工事が行われた住宅に係る固定資産税の減額措置について、その対象資産の改修期限を平成三十年三月三十一日まで延長すること。（附則第十五条の九関係）

(六) 東日本大震災により滅失し、又は損壊した償却資産の所有者等が一定の区域内に当該滅失し、又は損壊した償却資産に代わるものと市町村長が認める償却資産を取得し、又は改良した場合における当該償却資産に対して課する固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象となる償却資産の取得期限を平成三十一年三月三十一日まで延長すること。(附則第五十六条関係)

(七) 独立行政法人中小企業基盤整備機構が、独立行政法人中小企業基盤整備機構法に掲げる一定の業務により整備した工場又は事業場の用に供する一定の家屋に係る固定資産税及び都市計画税の非課税措置について、その対象となる家屋の取得期限を平成三十年三月三十一日まで延長すること。(附則第五十六条の二関係)

13 次のとおり課税標準の特例措置等を改めること。

(一) 公害防止用設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置(下水道除害施設に係るものを除く。)について、次のとおり見直しを行った上、その対象資産の取得期限を平成三十年三月三十一日まで延長すること。(附則第十五条関係)

ア 大気汚染防止法に規定する指定物質の排出抑制施設及び土壤汚染対策法に規定する特定有害物

質の排出抑制施設について、その適用対象を中小事業者等に限定すること。

イ 一般廃棄物の最終処分場について、課税標準をその価格の三分の二（現行二分の一）とするこ
と。

(二) 成田国際空港株式会社がその事業の用に供する一定の固定資産に係る固定資産税及び都市計画税
の課税標準の特例措置について、課税標準をその価格の八分の七（現行六分の五）とした上、その
適用期限を平成二十九年分まで延長すること。（附則第十五条関係）

(三) 郵政民営化に伴い合併前の郵便事業株式会社及び郵便局株式会社が日本郵政公社から承継し、か
つ、日本郵便株式会社が所有する一定の固定資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特
例措置について、課税標準をその価格の五分の四（現行五分の三）とした上、その適用期限を平成
二十九年分まで延長すること。（附則第十五条関係）

(四) 北海道旅客鉄道株式会社等が所有し、又は借り受けている一定の固定資産に係る固定資産税及び
都市計画税の課税標準の特例措置について、その対象から九州旅客鉄道株式会社に係る固定資産を
除外すること。（附則第十五条の二関係）

(五) 北海道旅客鉄道株式会社等又は日本貨物鉄道株式会社が日本国有鉄道から承継した一定の固定資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、その対象から九州旅客鉄道株式会社に係る固定資産を除外すること。(附則第十五条の三関係)

(六) 高齢者等の居住の安全性及び高齢者等に対する介助の容易性の向上に資する一定の改修住宅が行われた住宅に係る固定資産税の減額措置について、対象を新築された日から十年以上を経過した住宅とした上、その対象資産の改修期限を平成三十年三月三十一日まで延長すること。(附則第十五条の九関係)

(七) (四)に伴い、次のとおり経過措置を講ずること。(改正法附則第十八条、第二十七条関係)

ア 九州旅客鉄道株式会社が所有し、又は借り受けている一定の固定資産について、平成二十八年
度における固定資産税及び都市計画税の課税標準をその価格の二分の一とすること。

イ 九州旅客鉄道株式会社が所有し、又は借り受けている一定の固定資産について、平成二十九年
度及び平成三十年度における固定資産税及び都市計画税の課税標準をその価格の五分の三とする
こと。

(八) (五)に伴い、九州旅客鉄道株式会社が日本国有鉄道から承継した一定の固定資産について、平成二十八年年度における固定資産税及び都市計画税の課税標準をその価格の五分の三とする経過措置を講ずること。(改正法附則第十八条、第二十七条関係)

14 次に掲げる非課税措置等を廃止すること。

(一) 大都市地域における宅地開発及び鉄道整備の一体的推進に関する特別措置法に規定する特定鉄道事業者が新たな営業路線の開業のために新設した線路設備等に係る固定資産税の課税標準の特例措置(第三百四十九条の三関係)

(二) 鉄道事業法に規定する鉄道事業者が、一定の政府の補助を受けて、東日本大震災により滅失し、若しくは損壊した車両等に代わるものと市町村長が認める車両等を取得し、又は東日本大震災により損壊した車両等を改良した場合における当該車両等に対して課する固定資産税の課税標準の特例措置(附則第五十六条の二関係)

(三) 解散前の日本国有鉄道清算事業団から無償で一定の鉄道施設の譲渡を受けた者又は解散前の日本鉄道建設公団から無償で一定の鉄道施設の譲渡を受けた者が、平成二十三年度分の固定資産税につ

いて第三百四十九条の三第十九項の規定の適用を受けた家屋若しくは償却資産で東日本大震災により滅失し、若しくは損壊したものに代わるものと市町村長が認める家屋若しくは償却資産を取得し、又は平成二十三年度分の固定資産税について同項の規定の適用を受けた償却資産で東日本大震災により損壊したものを改良した場合における当該家屋又は償却資産に対して課する固定資産税の課税標準の特例措置（附則第五十六条の二関係）

七 軽自動車税

1 被災自動車等又は対象区域内用途廃止等自動車等に代わるものと市町村長が認める軽自動車等を平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日までの期間に取得した場合の当該取得された軽自動車等について、平成二十八年度分の軽自動車税を非課税とする特例措置を講ずること。（附則第五十七条関係）

2 軽自動車税として環境性能割を次のとおり創設すること。

(一) 課税客体は、道路運送車両法に規定する軽自動車（軽自動車に付加して一体となっている物を含む。）のうち、三輪以上のものとする。こと。（第四百四十二条関係）

(二) 納税義務者は、三輪以上の軽自動車の取得者とすること。(第四百四十三条関係)

(三) 次に掲げる三輪以上の軽自動車に対しては、環境性能割を非課税とすること。

(1) 国等が取得する三輪以上の軽自動車(第四百四十五条関係)

(2) 次に掲げる環境への負荷の低減に著しく資する三輪以上の軽自動車(第四百四十六条関係)

ア 電気軽自動車

イ 天然ガス軽自動車のうち、平成二十一年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が当該基準に定める窒素酸化物の値の十分の九を超えないもの

ウ 次に掲げるガソリン軽自動車

(ア) 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもの

(i) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

(ii) 窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分

の一を超えないこと。

- (iii) エネルギー消費効率が平成三十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上であること。
- (イ) 車両総重量が二・五トン以下のトラックのうち、次のいずれにも該当するもの
 - (i) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
 - (ii) 窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。
 - (iii) エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百二十を乗じて得た数値以上であること。
- エ アからウまでの三輪以上の軽自動車の範囲については、二年ごとに見直しを行うものとする。
- (3) 相続その他の形式的な所有権の移転により取得した三輪以上の軽自動車(第四百四十七条関係)
- (四) 課税標準は三輪以上の軽自動車の取得のために通常要する価額として算定した金額とし、免税点は五十万円とすること。(第四百五十条、第四百五十二条関係)
- (五) 環境性能割の税率を次のとおりとすること。(第四百五十一条関係)

(1) 次に掲げるガソリン軽自動車のうち三輪以上のもの（三(2)の適用を受けるものを除く。）
分の一

ア 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもの

(ア) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

(イ) 窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(ウ) エネルギー消費効率が平成三十二年度基準エネルギー消費効率以上であること。

イ 車両総重量が二・五トン以下のトラックのうち、次のいずれにも該当するもの

(ア) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

(イ) 窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(ウ) エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百十五を乗じて得た数値以上であること。

(2) ガソリン軽自動車のうち三輪以上のもの（乗用車又は車両総重量が二・五トン以下のトラックに限る。）であつて、次のいずれに該当するもの（三(2)及び五(1)の適用を受けるものを除く。）

百分の二

ア 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

イ 窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

ウ エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上であること。

(3) 三(2)、五(1)及び五(2)の適用を受ける三輪以上の軽自動車以外の三輪以上の軽自動車 百分の三

(4) (1)から(3)までの適用を受ける三輪以上の軽自動車の範囲については、二年ごとに見直しを行うものとする。

(六) 徴収は、申告納付の方法により行い、環境性能割の納税義務者は、次に掲げる三輪以上の軽自動車の区分に応じ、それぞれに定める時又は日までに、申告書を市町村長に提出するとともに、その

申告に係る環境性能割額を当該市町村に納付すること。（第四百五十三条、第四百五十四条関係）

(1) 車両番号の指定を受ける三輪以上の軽自動車 当該車両番号の指定の時

(2) (1)に掲げる三輪以上の軽自動車以外の三輪以上の軽自動車で、自動車検査証の記入を受けるべき三輪以上の軽自動車 当該記入を受けるべき事由があつた日から十五日を経過する日（その日前に当該記入を受けたときは、当該記入の時）

(3) (1)及び(2)に掲げる三輪以上の軽自動車以外の三輪以上の軽自動車 当該三輪以上の軽自動車の取得の日から十五日を経過する日

(七) 軽自動車税の環境性能割の賦課徴収は、次に定めるところによるものとする。

(1) (2)及び(3)に定めるもののほか、軽自動車税の環境性能割の賦課徴収は、当分の間、軽自動車税の環境性能割を課する三輪以上の軽自動車の主たる定置場所在の道府県（以下「定置場所在道府県」という。）が自動車税の環境性能割の賦課徴収の例により、行う。（附則第二十九条の九関係）

(2) 定置場所在道府県の徴税吏員は、当分の間、軽自動車税の環境性能割に係る地方団体の徴収金

に係る督促状を発した場合には、当該定置場所在道府県の条例で定める自動車税の環境性能割に係る督促手数料に相当する金額を軽自動車税の環境性能割に係る督促手数料として徴収することができる。（附則第二十九条の九関係）

(3) 軽自動車税の環境性能割を課する三輪以上の軽自動車の主たる定置場所在の市町村（以下「定置場所在市町村」という。）が減免に関する条例を定めた場合には、軽自動車税の環境性能割の減免に関する事務は、当分の間、定置場所在道府県の知事が行う。（附則第二十九条の十関係）

(ハ) 軽自動車税の環境性能割の申告等は、次に定めるところによるものとする。

(1) 軽自動車税の環境性能割の申告又は報告は、当分の間、自動車税の環境性能割の申告の例により、定置場所在道府県の知事にしなければならない。（附則第二十九条の十一関係）

(2) 軽自動車税の環境性能割の納税義務者は、当分の間、自動車税の環境性能割に係る地方団体の徴収金の納付の例により、軽自動車税の環境性能割に係る地方団体の徴収金を定置場所在道府県に納付しなければならない。（附則第二十九条の十二関係）

(3) 定置場所在道府県は、軽自動車税の環境性能割に係る地方団体の徴収金の納付があつた場合に

は、当該納付があつた月の翌々月の末日までに、軽自動車税の環境性能割に係る地方団体の徴収金として納付された額を定置場所在市町村に払い込むものとする。（附則第二十九条の十二関係）

(九) 軽自動車税の環境性能割の賦課徴収又は申告納付に関する報告等は次に定めるところによるものとする。

(1) 定置場所在道府県の知事は、定置場所在市町村の長に対し、軽自動車税の環境性能割の申告の件数、軽自動車税の環境性能割額その他必要な事項を報告するものとする。（附則第二十九条の十五関係）

(2) 定置場所在市町村の長が、定置場所在道府県の知事に対し、軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関する書類を閲覧し、又は記録することを請求した場合には、当該定置場所在道府県の知事は、関係書類を当該定置場所在市町村の長又はその指定する職員に閲覧させ、又は記録させるものとする。（附則第二十九条の十五関係）

(十) 定置場所在市町村は、定置場所在道府県が軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関する事務を行うために要する費用を補償するため、徴収取扱費を定置場所在道府県に交付しなければならないも

のとする事。 (附則第二十九条の十六関係)

(七) 営業用の三輪以上の軽自動車に対して課する環境性能割の税率を、当分の間、次のとおりとする事。 (附則第二十九条の十八関係)

(1) (五)(1)に掲げる三輪以上の軽自動車 百分の〇・五

(2) (五)(2)に掲げる三輪以上の軽自動車 百分の一

(3) (五)(3)に掲げる三輪以上の軽自動車 百分の二

(八) 自家用の三輪以上の軽自動車(五)(3)に掲げるものに対して課する環境性能割の税率を、当分の間、百分の二とする事。 (附則第二十九条の十八関係)

(九) 被災自動車等又は対象区域内用途廃止等自動車等に代わるものと道府県知事が認める三輪以上の軽自動車を取得した場合の当該取得された三輪以上の軽自動車について、当該三輪以上の軽自動車の取得が平成三十一年三月三十一日までに行われたときに限り、環境性能割を非課税とする特例措置を講ずる事。 (附則第五十六条の三関係)

(十) 現行の軽自動車税を種別割とするほか、所要の規定の整備を行う事。

3 平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日までに初回車両番号指定を受けた三輪以上の

軽自動車に対する平成二十九年度分の種別割について、次のとおり特例措置を講ずること。（附則第

三十条関係）

(一) 電気軽自動車及び平成二十一年天然ガス車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が当該基準に定める窒素酸化物の値の十分の九を超えない天然ガス軽自動車について、税率の概ね百分の七十五を軽減すること。

(二) 次に掲げるガソリン軽自動車について、税率の概ね百分の五十を軽減すること。

(1) 乗用の軽自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないものであって、エネルギー消費効率が平成三十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百二十を乗じて得た数値以上のもの

(2) 貨物用の軽自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないものであって、エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百三十五を乗じて得た数値以上のもの

(三) 次に掲げるガソリン軽自動車(二)の適用を受けるものを除く。)について、税率の概ね百分の二十五を軽減すること。

(1) 乗用の軽自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないものであつて、エネルギー消費効率が平成三十二年度基準エネルギー消費効率以上のもの

(2) 貨物用の軽自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないものであつて、エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百十五を乗じて得た数値以上のもの

4 被災自動車等又は対象区域内用途廃止等自動車等に代わるものと市町村長が認める軽自動車等を次に掲げる期間に取得した場合の当該取得された軽自動車等について、それぞれ次に定める年度分の種別割を非課税とする特例措置を講ずること。(附則第五十七条関係)

(一) 平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日までの期間 平成二十九年度分

(二) 平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日までの期間 平成二十九年度分及び平成三十

年度分

(三) 平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの期間 平成三十年度分及び平成三十一年度分

八 事業所税

特定農産加工業経営改善臨時措置法に基づく事業用施設に対する資産割の課税標準の特例措置について、その適用期限を二年延長すること。(附則第三十三条関係)

九 その他

1 法人の合併又は分割を無効とする判決が確定した場合には、当該合併等をした法人は、合併により設立した法人又は分割により事業を承継した法人等の地方団体の徴収金について、連帯して納付し、又は納入する義務を負うこととする。(第十条の三関係)

2 事業を譲り受けた特殊関係者の第二次納税義務に係る要件について、所要の見直しを行うこととする。(第十一条の七関係)

3 一定の不申告加算金又は重加算金を課される場合において、その申告等の前日から起算して五年前

第三 地方税法の一部を改正する法律に関する事項

農地法の改正に伴い、所要の措置を講ずること。（平成七年改正法附則第四条関係）

第四 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律に関する事項

消費税の軽減税率制度の導入に伴い、課税仕入れ等を適用税率別に区別することが困難な小売業等を営む事業者に対する経過措置が適用される場合には、消費税の申告額又は還付額に七十八分の二十二を乗じた額を譲渡割額又は還付額とする措置を講ずること。（平成二十四年改正法附則第十条、第十一条関係）

第五 地方税法等の一部を改正する法律に関する事項

1 平成二十八年四月一日に施行することとされている資本金一億円超の普通法人の事業税及び地方法人特別税の標準税率に係る規定を削除すること。（平成二十七年改正法第二条、第七条、附則第九条、第

二十六条関係）

2 平成二十九年四月一日に施行することとされている欠損金の繰越控除制度について、平成三十年四月一日に施行することとする。（平成二十七年改正法附則第一条、第七条、第九条、第十六条関係）

第六 地方財政法に関する事項

1 法人事業税交付金の減収により、地方財政法第五条ただし書の規定により地方債を起こしても、なお適正な財政運営を行うにつき必要とされる財源に不足を生ずると認められる場合について、その不足額に充てるための地方債の特例措置を講ずること。（第三十三条の五の三関係）

2 平成二十九年及び平成三十年に限り、廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法による減収額がある場合について、当該減収額を埋めるための地方債の特例措置を講ずること。（第三十三条の五の六関係）

3 地方税法の改正に伴い、都道府県にあっては道府県民税の法人税割の減収額及び法人事業税交付金の交付額の合算額が地方消費税の増収額を超える場合について、市町村にあっては市町村民税の法人税割の減収額が法人事業税交付金の収入額及び市町村に対し交付するものとされる地方消費税に係る交付金の増収額の合算額を超える場合について、これらの減収により財政の安定が損なわれることのないよう、適正な財政運営を行うにつき必要とされる財源に充てるための地方債の特例措置を講ずること。（第

三十三條の五の九關係）

第七 地方法人特別税等に関する暫定措置法に関する事項

1 法人の事業税及び地方法人特別税の税率について、以下の措置を講ずること。（第二条、第九条、第十三条関係）

(一) 平成二十八年四月一日以後に開始する事業年度に係る資本金一億円超の普通法人の所得割について、標準税率を次のとおりとすること。

所得のうち年四百万円以下の金額	百分の〇・三（現行）	百分の一・六
所得のうち年四百万円を超え年八百万円以下の金額	百分の〇・五（現行）	百分の二・三
所得のうち年八百万円を超える金額	百分の〇・七（現行）	百分の三・一

(二) (一)に伴い、平成二十八年四月一日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税と併せて賦課され、又は申告される地方法人特別税について、付加価値額、資本割額及び所得割額の合算額によって法人の事業税を課される法人の基準法人所得割額に対する税率を百分の四百十四・二（現行）百分の九十（三・五）とすること。

2 第一の二の八に伴い、以下の措置を講ずること。（第二条、第三条関係）

(一) 第一の二の八の控除の上限を当期の事業税額の百分の二十とすること。

(二) 基準法人所得割額の計算において、第一の二の八の税額控除の適用を受けないものとする。

第八 地方法人特別税等に関する暫定措置法の廃止に関する事項

地方法人特別税等に関する暫定措置法（平成二十年法律第二十五号）は、廃止すること。

第九 その他

1 その他所要の規定の整備を行うこと。

2 前記第五の改正は公布の日から、第一の一の三、五(二)、六(二)及び七、第一の二の三並びに第一の九の改正は平成二十九年一月一日から、第一の一の11及び12、第一の二の9及び10(二)、第一の四の7、第一の五の2から4まで、第一の七の2から4まで、第六並びに第八の改正は平成二十九年四月一日から、第一の一の8の改正は平成三十年一月一日から、第一の二の10(三)の改正は平成三十年四月一日から、第一の一の10、第一の二の8及び第七の2の改正は地域再生法の一部を改正する法律の施行の日から、第一の一の三の6の改正は都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行の日から、第一の六の10の改正は流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律の施行の日から、第一の二の1及び7の改正は原子

力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律の一部を改正する法律の施行の日から、第一の二の五(二)の改正は電気事業法等の一部を改正する等の法律の施行の日から、その他の改正は平成二十八年四月一日から施行すること。